

23213

愛知県

西尾市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西尾市企業立 地の促進等に 関する条例	H19.1 H23.4 改正 H26.4 改正 H27.4 改正 H29.4 改正 R1.10 改正 R4.3 改正	○工場等の新設又は増設を行うこと ○投下固定資産の取得費が下記の区分によ り定めた金額以上であること。 ア 小規模企業者 1億円以上 イ 中小企業者 2億円以上 ウ ア及びイ以外の企業 5億円以上	工場等建設奨励金 工場等の操業後、最初に係る固定資産税 及び都市計画税が賦課された年度の翌年 度から起算して3年度間、各交付年度の 前年度の固定資産税及び都市計画税の 納付額に相当する額を交付 (限度額 5億円) 雇用促進奨励金 新設又は増設をした工場等において雇用 基準日から起算して 1 年以上継続して雇 用されている新規常用雇用従業員の数に 50 万円を乗じて得た額とする。(限度額 1,000 万円) 上記の規定にかかわらず、奨励措置の対象 の企業に第 2 条の 2 各号の奨励金を交付 する場合は、上記の合計額が5億円を超え るときは、5億円とする。
西尾市企業再 投資促進補助 金交付要綱	H24.10 H27.4 改正 H28.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.4 改正 R4.11 改正 R7.4 改正	○愛知県が定める「新あいち創造産業立地 補助金(Aタイプ)」に採択された事業であ ること。 ○補助対象者、経費の条件は「新あいち創 造産業立地補助金(Aタイプ)」と同一で、 原則、市内に 20 年以上立地していること。 ○対象事業者は、自動車関連、航空宇宙関 連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関 連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県 の産業集積の推進に関する基本指針の 集積業種の分野。	補助金 ○補助対象経費の 10%(大企業及びみなし 大企業は 8%)以内の額(最大 10 億円)を 県と市が共同補助。 ○補助対象経費は、工場等の新設又は増設 に伴う固定資産(土地を除く)取得費用の 合計額(消費税除く)

西尾市企業立地インフラ整備支援補助金交付要綱	R5.4	○市街化調整区域において、工場等の新増設に伴い新たに取得又は賃借した土地が3,000㎡以上であること。 ○西尾市企業再投資促進補助金、もしくは西尾市工場等建設奨励金のいずれかに認定、又は認定を受ける見込みがあること。 ○対象経費が100万円以上であること。 ○工場との敷地外で行う工事であること。	工場等の新設又は増設に伴う道路、水路、水道設備の工事費の合計の2分の1以内を交付 (限度額1,500万円)
西尾市工場用地あっせん協力要綱	H18.7 H24.4 改正 R2.4 改正	○敷地面積が33,000㎡以上の製造業等に係る工場等の新設又は増設を行うとき	○工場等の新設又は増設のための必要な用地のあっせん、その他工場等の新設又は増設に伴う行政庁の許可又は認可の促進等
西尾市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例	H30.3	都市計画法に定める工業専用地域・工業地域・準工業地域・地区計画区域の緑地面積率等の緩和	市内の工業専用地域・工業地域・準工業地域及び地区計画区域に立地する特定工場について、敷地面積に占める緑地面積及び環境施設面積の基準を緩和するもの。 ・工業専用地域・工業地域・地区計画区域 緑地面積率(20%→5%) 環境施設面積率(25%→10%) 緑地面積への重複緑地算入限度率(25%→50%) ・準工業地域 緑地面積率(20%→10%) 環境施設面積率(25%→15%) 緑地面積への重複緑地算入限度率(25%→50%)
西尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H23.10 H30.3	○地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として市長が指定する西尾市港町における区域	○敷地面積に占める緑地面積及び環境施設面積の基準(緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上)を緩和 緑地面積率20%以上→5%以上、環境施設面積率25%以上→5%以上 緑地面積への重複緑地算入限度率(25%→50%)